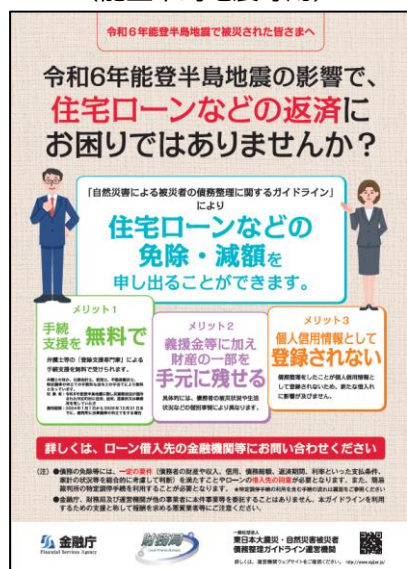


# 令和6年能登半島地震の影響で、 住宅ローンなどお借入れの返済に お困りの被災者の方へ

## 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン をご存知ですか？

自然災害ガイドラインのチラシ  
(能登半島地震専用)



ガイドラインを利用することで、

### 住宅ローンなどの免除や減額 を申し出ることができます。

ガイドラインを利用するメリットは、

- 1 弁護士などの「登録支援専門家」の相談・支援が無料です。
- 2 現預金などの財産の一部を手元に残せます。  
(注)被災状況や生活状況などにより金額は異なります。
- 3 自己破産ではないので、新たな借入れに影響ありません。

ガイドラインの手続きの流れはチラシに掲載がございますので、併せてご確認ください。

手続きが難しそうだし…、

私たちの被災状況や借入状況で  
ガイドラインを使えるのかな？

まずは**ローンの金額が一番多い  
金融機関**にガイドラインの利用を  
希望することを**連絡しましょう！**

お手元に借入状況などの資料のご用意をお願いします。

**弁護士への相談**もお勧めします。

被災者向けの無料相談会など、無料で相談できる  
機会もありますね。

【裏面のQ & A もご覧ください】



# ガイドラインの Q&A

手元に不動産は残せる？  
どんな支援を受けられる？  
どのくらい時間がかかる？

**Q** 法律や金融関係の難しい手続きを、自分だけで行う自信がありません。登録支援専門家はどんな支援をしてくれますか。

**A** 登録支援専門家は、必要な書類の作成や金融機関との協議など、**ガイドラインの手続きの伴走支援**を行います。申出人は法律や金融の知見がなくても大丈夫です。  
なお、国の補助により**無料で支援を受けられます**。

**Q** ガイドラインの手続きはどのくらい時間がかかりますか。

**A** 利用される方のローン残高や借入先の数、資産の状況等によりますが、平均 **約1年** かかります。

**Q** 債務整理が成立するまでの間は、ローンの支払いは必要ですか。

**A** 不要です。  
金融機関に債務整理を申し出て、金融機関に書類が受領されたときから、債務整理が終了した日までの間は、ローンの返済や督促は一時停止します。

**Q** 債務整理をしても家や土地を手元に残すことはできますか。

**A** できます。  
ただし、家や土地を手元に残す場合には、その家や土地について登録支援専門家が公正に評価した金額を、一括又は分割で支払う必要があります。  
(手元に残した家や土地以外のローンについては債務整理が行われます。)

**Q** 新しいローンを組んでからガイドラインを利用できますか。

**A** **原則として、利用できません。**  
原則として、ローンを組む前にガイドラインを利用する必要がありますが、詳しくは金融機関にご相談ください。

上記は一部になります。他のQ&Aもこちらに掲載されていますのでご確認ください。

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」Q&A

[https://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-guideline\\_qa.pdf](https://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-guideline_qa.pdf)

